

肢体不自由がある生徒の就労に関する現状と課題への一考察

○愛甲 悠二（埼玉県立越谷特別支援学校）

1 はじめに

埼玉県立越谷特別支援学校（以下「本校」という。）は、全校児童生徒数 231 名（小：116 名、中：56 名、高：59 名）の肢体不自由単独の特別支援学校である。「すべては子どもたちの笑顔のために」をスローガンに、児童生徒の将来を見据え、日々の教育実践を行っている。在籍している児童生徒は、越谷市、松伏町、吉川市、八潮市、三郷市、草加市、蕨市、さいたま市の一部地域、及びその他学区外の地域等からスクールバスや保護者の送迎等により通学（若しくは訪問教育による学習）をしている。児童生徒の実態について、重度重複障害のある児童生徒も多く在籍しており、一人一人の実態はとても幅広い。脳性まひ、進行性の障害、難病、高次脳機能障害等、中には医療的ケア（気管切開、導尿、酸素療法、注入（胃ろう・経鼻）、吸引等）が必要な児童生徒も多く在籍している。卒業後は生活介護事業所を利用する生徒が多く、卒業時点で「就労」を希望する児童生徒は非常に少ないのが実状だ。発表者としては、卒業生の多くが将来「働いてお金を稼ぐ」ために何を準備していく必要があるのか、いま本校に在籍している児童生徒の可能性を広げたいと考えた。「働いてお金を稼ぎたい」と思える児童生徒が増えることは、児童生徒にとっても、家族にとっても、人生の選択肢が増え、一人一人の「未来への希望」にも繋がることになる。本発表では、肢体不自由特別支援学校である本校の就労に関する現状と課題について明らかにすることを目的とする。

2 本校における就労の現状について

本校の進路状況について、表 1 にまとめた。過去 5 年間で振り返っても、卒業時点での就職者は 94 名のうち 3 名であった。

表 1 本校における過去 5 年の進路状況について

進路先/年度	H31	R1	R2	R3	R4	備考
就職	0名	0名	0名	1名 (業務補助)	2名 (在宅、介護補助)	
福祉事業所等	12名	26名	17名	13名	23名	
進学	0名	0名	0名	0名	0名	
計	12名	26名	17名	14名	25名	
福祉内訳	・移行 ・生活 ・B型	・移行 ・生活 ・B型	・移行 ・生活 ・B型	・移行 ・生活 ・B型	・移行 ・生活 ・B型	

令和 3 年度に就職した 1 名については、在学中に利用していた放課後等デイサービスを運営する企業に就職した。この例は、就職前から周囲の理解を得られていることから、採用後の定着にも繋がるものと考えられる。相田 (2021)

が知的障害と肢体不自由をあわせ有する生徒が同様の形で就職できた事例を発表している。このような事例は、数は少ないものの、各事業所が積極的に障害者雇用に取り組むことで、同様の雇用例が増えていくことを期待したい。

令和 4 年度に就職となった 2 名については、それぞれ事務（在宅就労）と介護補助（通勤）の職種での採用であった。在宅就労に至った 1 名は、コロナ禍の影響もあり、在宅就労者の雇用を始める企業が増えたことも影響した。障害の状況から外出が難しい者にとっては、在宅就労は一つの選択肢となり得る。介護補助業務については、車いす使用の児童生徒には困難ではあっても、歩行が可能で、指示を理解できる等の条件を満たす状況にある者については、肢体不自由があっても選択肢の一つとなり得る。

3 本校における就労の課題について

児童生徒一人一人の実態が幅広く、単純に就職者数のみで就労に関する課題を推し量ることは難しいが、発表者が初めてこの数字を見たときは、正直「（就職者が）少ない」という印象が強かった。しかし、就職者が増えないことには理由がある。次に就職者数が増えない理由について、「個人特性の階層構造と支援」の図を用いて説明をする。

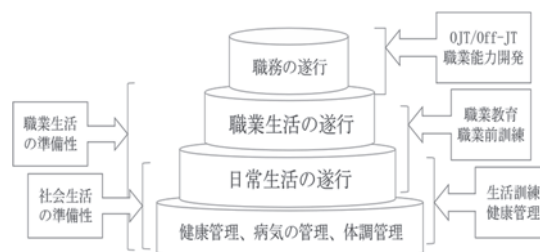


図 1 個人特性の階層構造と支援

就業支援ハンドブック (2022) には、「障害のある人の場合には、…第 2 層以下に関わる能力が、企業の求める水準として不十分であったり不安定であったりすることが多い。学校の進路指導もこうした準備性を高めることに焦点を当てたカリキュラムを実施するべきだろう。」と記載してある。おそらくこの第 2 層以下にあたる部分に就職者数が伸びない理由があるのだろう。肢体不自由特別支援学校の場合、特に「健康管理…」の部分が大きいと考えられる。日々子どもたちと関わっていると、「健康」は必ず考慮に入れなければならないことを痛感する。本校に在籍している児童生徒にとって、「健康管理」や「体調管理」は切っても切れない関係だ。しかし、だから働けないということ

には直結しない。「健康」や「体調」について自分なりに、もしくは必要な支援を受けながら管理をしていくことができれば、いまは「働きたいけど働けない」と考えている人も、将来的に「働けるかもしれない」という希望に繋がると考える。単純に「肢体不自由があると就職は難しい（早い）」と考える時代ではないことが窺える。

次に、本校における就労の課題について、社会的側面と教育的側面の2つの側面から整理をする。

社会的側面として、「障害状況や健康面に応じた働く環境がないこと」、「肢体不自由のある人が働くための社会的な理解がまだ少ないこと」が挙げられる。教育的側面として、「何故、自分自身が働くのか考える機会が少ないこと」「職業準備性が不十分であること」「将来について考え、実際に働こうと思った時に働ける機会が限られていること」等が挙げられる。「職業準備性」については、肢体不自由という事情から「外に出る」という経験の得られにくさも影響している。基本的に、肢体不自由特別支援学校は各県に限られた数しかなく、学区が広い。本校の場合は、スクールバスで片道1時間半程度の時間をかけて通学している児童生徒もおり、一概に「自主通学」という言葉では片づけられない事情がある。

表2 本校における現場実習の設定時期

	5月～7月	10月～2月	備考
高等部3年生	○	○	
高等部2年生	○	○	
高等部1年生	—	○	
備考			

過去5年を振り返ると、卒業時点での就職を検討する時期として、卒業後の期間を含めて考えると遅すぎることはない。しかし、卒業時点での就職を目指す場合には、高等部3年生の段階で初めから就職活動を行うには十分な準備ができないと考える。本校では、表2のような流れで現場実習期間を設け、進路を考える機会としている。

卒業後、どのような進路を検討する場合でも、働くことを体験できる現場実習は欠かせない。生徒にとっても、社会に出るまでに何を準備していく必要があるのか考えられる機会となる。また、事業所側にとっても生徒のことを分かった上で採用を検討できるという安心感にも繋がる。

ここで改めて肢体不自由特別支援学校としての課題について考えたい。これまでに就職をした卒業生が就職先での現場実習を始めたのは、いずれも高等部3年生時点となっている。生徒本人や保護者の気持ちとして本当に就職ができるのかという不安は勿論だが、企業としても「どの程度まで働くことができるのか、働く際の課題」等について、十分に整理ができないことが考えられる。肢体不自由特別

支援学校としては、教育活動の中で社会性の部分について働きかけてはいるものの、安全面に配慮しなければならないという側面もあり、十分ではない。また、就労する際の企業側とのマッチングを検討するなど、生徒側・企業側の両方の状況整理を行うことが定着の面でも重要だ。企業として検討する職務の切り出しという観点からも、車いすの使用を想定した考え方が必要と考える。

4 おわりに

肢体不自由特別支援学校に勤務をしていると、就職することが全てではないことを日々痛感する。現場としては、日々命と向き合うという感覚も大きい。しかし、児童生徒一人一人が「自分らしく、やりがいを感じ、未来への希望を持つ」ことが大切だと感じる。将来は「働いてお金を稼ぐ」という選択肢が増えることで、一人一人の児童生徒にとっての目標にも繋がる。進行性の障害があつたとしても、医療的ケアが必要であつたとしても、将来、価値あるひとりの人間として他者と共に、自分らしく、生きがいを感じながら生活をするために、「働いてお金を稼ぐ」方法を模索することが重要だ。教育においては、医療的ケアを受けながらも地域の学校に通学する児童生徒も出てきている。このような動きに対し、労働・福祉等の各分野においても同様に応じていく必要があるだろう。

令和6年度からは、障害者雇用率算定基準に若干の変更がある。健康面で配慮が必要な方、体力面で課題に感じている方等にとっても「働いてお金を稼ぐ」という選択肢が出てくるはずだ。コロナ禍において、在宅就労という働く形態が増加してきた。この流れが肢体不自由特別支援学校に在籍している児童生徒の「働いてお金を稼ぐ」という未来への希望へと繋げていくことを期待したい。

肢体不自由特別支援学校に在籍する児童生徒にとって、社会に出るということは大きな環境の変化だ。安定して働ける方が増えることは、いま肢体不自由特別支援学校に在籍している児童生徒の「未来への希望」にも繋がる。一人一人の児童生徒が「自分らしく」、そして豊かな生活ができるよう、課題とを感じる部分について少しずつでも改善をしていくことが必要だ。教育、労働、福祉、医療等、各専門機関が連携をし、肢体不自由がある児童生徒が「働いてお金を稼ぐ」ことを自分ごととして考えるための社会の構築を期待したい。

【参考文献】

- 1) 相田泰宏『知的障害と肢体不自由をあわせ有する生徒の一般就労について』, 第29回職業リハビリテーション研究・実践発表会 発表論文集
- 2) 内閣府『令和5年版 障害者白書』, 内閣府HP資料
- 3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構『令和4年度版就業支援ハンドブック』, 同機構HP資料